

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海4号機 使用済燃料運搬用容器の設置（1）」
2. 日時：令和2年9月8日 10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子燃料計画グループ課長 他5名※

5. 要旨

- （1）九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）から、玄海原子力発電所第4号機使用済燃料運搬用容器の設置に関する設計及び工事計画の概要について、資料に基づき説明がなされた。
- （2）原子力規制庁は、九州電力からの説明を受け、以下の点について説明を求めるとともに、引き続き審査を進める旨伝えた。
 - 設計承認・容器承認の取得状況について整理し、再処理工場への輸送実績についても説明すること。
 - 当該容器の保管場所について説明すること。
 - 事業所内運搬と事業所外運搬の手順（輸送経路、燃料装荷・取出）について説明すること。また号炉間輸送する燃料について運用上どのように管理するか説明すること。
 - 今回の「設工認申請書」と「核燃料輸送物設計承認書」の差異を説明すること。
 - 使用前事業者検査で記録確認を行う際のレジン部分の検査について説明すること。
 - 当該容器の安全重要度分類（ノンクラス）についての考え方を説明すること。
 - 技術基準規則第41条（放射生物質による汚染の防止）の条文適用要否について、「適用」しないとしているが、その考え方を説明すること。
 - 当該容器に関する設計承認の条件が、今回申請する玄海4号機の燃料体の設計条件を満足していることを説明すること。
 - 当該容器を取扱う既設の燃料取扱いクレーンが容量上耐えられることを説明すること。
- （3）九州電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 玄海原子力発電所 4号機 使用済燃料運搬用容器設置に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・ 玄海原子力発電所 4号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【使用済燃料運搬用容器設置工事】

以上